

令和 6 年度

学校いじめ防止基本方針

大阪府立むらの高等支援学校

枚方市村野西町 60 番 1 号

電話 072 (805) 2327

FAX 072 (805) 2733

目次

第1	いじめ防止等に対する基本的な方向	4
1	基本理念	
2	いじめの定義	
3	いじめの防止のための組織	
	(1) 『いじめ対策委員会』	
	(2) 年間計画	
	(3) 取組状況の把握と検証（P D C Aサイクルを通じた検証）	
第2	いじめの防止	6
1	基本的な考え方	
2	いじめの防止のための措置	
第3	いじめの早期発見	8
1	基本的な考え方	
2	いじめの早期発見のための措置	
第4	いじめに対する措置	9
1	基本的な考え方	
2	いじめ発見・通報を受けたときの対応	
3	いじめられた生徒又はその保護者への支援	
4	いじめた生徒への指導又はその保護者への助言	
5	いじめが起きた集団への働きかけ	
6	ネット上のいじめへの対応	
7	いじめ解消の定義	

第5 重大事態への対処…………… 11

- 1 重大事態の意味について
- 2 重大事態の報告
- 3 調査の主体と組織
- 4 調査結果の報告及び提供
- 5 知事による再調査等
 - (1) 再調査の方法
 - (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

第6 その他…………… 13

- (1) 『人権教育推進委員会』
- (2) 年間計画
- (3) 取組状況の把握と検証（P D C Aサイクルを通した検証）

参考資料① 「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」

参考資料② 重大ないじめ事案発生時の対応方法

第1 いじめ防止等に対する基本的な方向

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめがどの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、全ての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促す必要がある。全教職員が、自分自身のふるまいが子どもに影響を与えることを認識し、全ての生徒を、いじめの加害者にも傍観者にもさせることなく、心の通う対人関係が構築できるよう支援していくとともに、生徒に関わる全ての者が、生徒のささいな兆候に対しても、必ず親身になって積極的に関与することが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

本校では、就労を通じた社会的自立に向け、一人ひとりの生徒が社会人として必要なモラルを身につけることや、自己肯定感を高める中で、課題に挑戦し、仲間と切磋琢磨しながら共に成長していくことを願い「挑戦・共生・自立」を教育目標のキーワードとして掲げている。

指導方針としては、教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を多様な個性を持つかけがえのない存在として一人ひとりを尊重し、生徒の健全なる人格の成熟を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。具体的には、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育、交流活動、性に関する指導、自立活動（コミュニケーション指導）等に取り組んでいく。また、学校全体でいじめの問題の克服に向けて取り組むため、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。したがって、子ども自身がどう感じているか、どう思っているかを理解することが大切である。

いじめには多様な態様がある。具体的な態様として、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、臨床心理士等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

(1) 『いじめ対策委員会』

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって人権教育推進委員会の下部組織としての役割を担う。

① 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導部長、学年主任、学年生徒指導担当、校内 Co、担任、養護教諭

② 役割

ア 未然防止

○ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

イ 早期発見・事案対処

○ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口を設置する。

○ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

○ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

○ いじめの被害生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組み

○ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

○ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

○ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む。）

(2) 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

- 4月・・・第1回いじめ対策委員会(年間計画の確認)
 - 学校いじめ防止基本方針の内容をHPに掲載し生徒、保護者等へ周知
 - 家庭訪問【1年】(実態把握)
 - 進路三者懇談【2・3年】(実態把握)
- 5月・・・校外学習【1年】(実態把握)
 - 生徒会行事(実態把握)
- 6月・・・むらの「Smile&Music」スマイルフェスタ～校外演奏会～(実態把握)
- 7月・・・第2回いじめ対策委員会(書面開催)
 - 第1回「安全で安心な学校生活を過ごすために」アンケート実施
- 9月・・・宿泊研修【1年】(実態把握)
 - 研修旅行【2年】(実態把握)
 - 生徒会選挙(実態把握)
 - 三者懇談(実態把握)
- 11月・・・第3回いじめ対策委員会(書面開催)
 - 学校祭(実態把握)
- 12月・・・いじめアンケート実施
 - 第2回「安全で安心な学校生活を過ごすために」アンケート実施
 - 枚方・むらの周年行事(実態把握)
- 1月・・・校外学習【2・3年】(実態把握)
- 3月・・・三者懇談【1・2年】(実態把握)

(3) 取組状況の把握と検証(PDCAサイクルを通じた検証)

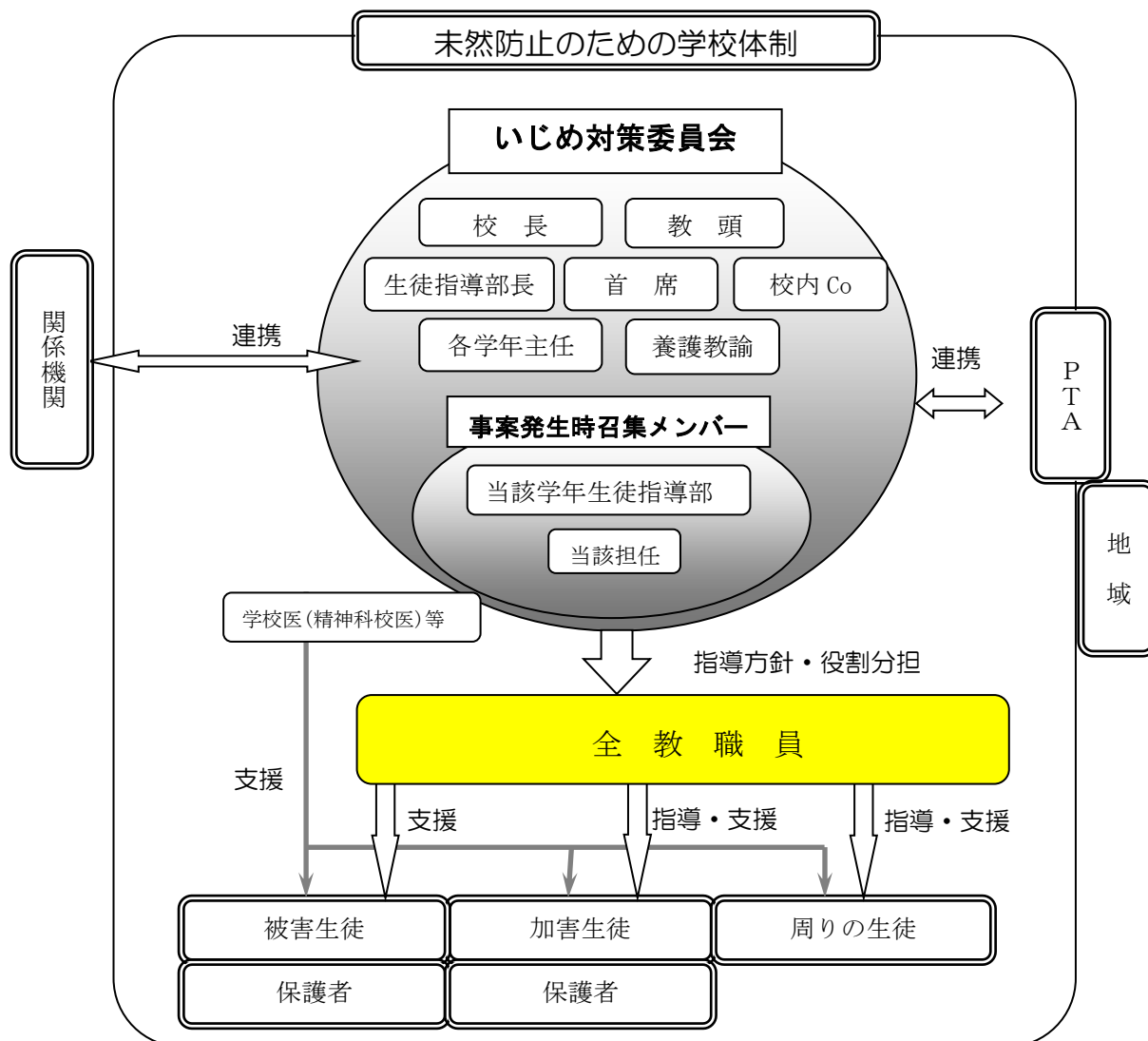
いじめ防止等の取組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策委員会を、年度始めとアンケート後と事案発生時に開催し、いじめ防止の取組みの進捗状況、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2 いじめの防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止のためには、全ての生徒がお互いを尊重し合い、充実を感じられるような安心できる学校づくりが大切である。また、「いじめは決して許されない人権侵害である」ことを理解させることが重要である。その上で、生徒が目的を持った学校生活を送り、集団の中で信頼と協調に基づく人間関係を築き、規律を守る力やコミュニケーション力を育てていくための取組みを、教育活動全体を通じ、総合的に推進する必要がある。

(いじめ未然防止体制) (いじめ対応プログラムⅠ)



2 いじめの防止のための措置

- ①日ごろからいじめについての共通理解を図るため、いじめ対策委員会を設置し、いじめは絶対に許さないという共通理解と、いじめの防止に努める。
- ②いじめに向かわない態度を育成するため、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養い、また、心の通じ合うコミュニケーション能力を育成する。そのために、日ごろから教員が集団における生徒の様子に気を配り、担任を中心にクラスでの集団生活を通してコミュニケーションの機会を多く持つように、LHR等の時間を利用して取り組む。
- ③いじめが生まれる背景を踏まえ、日々生徒が話しやすい環境作り（校内巡回指導等の実施）に努める。
- ④個々の生徒に配慮した分かりやすい授業づくりを進めるため、年に1回公開授業週間を設置する。

また、生徒一人ひとりが役割を持ち、いきいきと活動できる集団づくりに努める。

⑤相談室を設け、生徒が不安や悩み等を相談し、対処方法を考え行動できるように支援する。

⑥教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、お互いに注意し合える関係を作るため、教職員間のコミュニケーション力の向上を図る。

教員の言動や行動が生徒のいじめを助長させることがあれば、当該学年主任に相談し、必要であれば管理職に報告する。

⑦個別の教育支援計画を立て、生徒一人ひとりに合った目標の設定をし、達成感や充実感を育む。

⑧生徒会活動やLHRの道徳教育・人権教育の時間を活用して、生徒自らがいじめの問題について学び、いじめを防止するための取組ができるよう推進していく。

第3 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れ訴えることができなかつたりすることがある。自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいこともある。それらの場合、事実の隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

このようないじめの特性を考えた時、いち早く生徒の変化に気づく洞察力、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性を持ち、早期発見できる生徒指導体制の充実を図るとともに、授業や学級経営等の日頃の教育実践の問題点や悩みを気軽に話し合える教職員間の環境整備が必要である。

2 いじめの早期発見のための措置

①教職員間の連携

- ・「安全で安心な学校を過ごすために」のアンケートを年2回、「いじめアンケート」を年1回実施し、教員間で生徒の状況を共有する。
- ・『いじめ対策委員会』の検討会議により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

②生徒との連携

- ・毎日の健康観察や保健室の来室状況、また欠席や遅刻、授業での様子など日ごろから生徒の変化に気をつけ、気になる生徒に対しては個別に話を聞くなど速やかに対応するようにする。
- ・日ごろから生徒との信頼関係を大切にし、生徒が気軽に相談できる体制を確立する。

③保護者・地域・外部機関との連携

- ・保護者と連携して日々生徒を見守るため、毎日の連絡ノート等を通じて、生徒の様子を相互に把握する。また、生徒に何らかの変化が見られた時には、その情報を共有できるように努める。
- ・定期的な教育相談として、学校医(精神科校医)等や作業療法士、学校三師にいつでも協力を求めることができるようにする。
- ・教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、本人・保護者の了解なしに外部に出さない。
- ・生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、学校医(精神科校医)等に協力を求め、学校運営協議会にて報告し、意見を求める。
- ・年度当初の研修や集会、HPにより、教育相談の意義や方法等についての理解を図るとともに、様々な相談の場や機会があることを知らせる。
- ・地域の人々と「カフェ」を通じて交流するなどして日ごろの学校の教育活動への理解を深めてもらい、地域住民に生徒の様子で気になることがあれば連絡をしてもらえるような関係を構築する。

第4 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめが確認された場合、まずはいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保が最優先である。その上で、いじめたとされる生徒に対して事実関係の確認、指導を行う。いじめた生徒に対しては、自分の行為についてしっかりと振り返り、反省できる環境を整えた上で、いじめは絶対に許されない行為であることを示さなくてはならない。しかし、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合もあり、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。いじめた生徒が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るよう、いじめた原因・背景を把握し、教職員全体での継続的な指導が必要である。いじめを受けた生徒は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何よりいじめた生徒の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

具体的な生徒や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(別添)を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- ①ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から積極的に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- ②教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該委員会が中心となって、速やかに関係

生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- ③事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- ④被害生徒・加害生徒の保護者へは、事実関係を迅速に伝える。その際、家庭訪問等により直接会って行うことが望ましい。
- ⑤いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、被害生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ①被害生徒が落ち着いて教育を受けることができる環境を確保する。また、被害生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、被害生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、学校医(精神科校医)等の協力を得て対応を行う。
- ②被害生徒の保護者とは連絡を密に取り合い、当該生徒の様子を連絡し合うとともに、情報を共有し、ささいな兆候も見逃さないようにする。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ①速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行う。また、別途いじめに関わったとされる生徒がいる場合、当該生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- ②事実関係を聴取した後は、迅速に加害生徒の保護者に連絡し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ③加害生徒への指導にあたっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ④これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見ていたり、同調したりした生徒の中にも様々な思いを抱えている生徒がいることを認識し、それらの生徒が被害生徒の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ②はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や、見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、それらの行為がいじめに加担する行為であること、また被害生徒にとっては、孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させる。

6 ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等があった場合、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応をする。その後、関係生徒からの聞き取り調査などを行う。生徒が被害にあった場合には、教職員、保護者、関係機関・専門機関との連携の下、当該生徒の精神的ケアに努める。
- ② 書き込みへの対応については、被害生徒の意向を十分に尊重し、関係諸機関を通じて削除要請等の依頼をする。また、書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ③ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、携帯電話等へのフィルタリングの普及促進や情報モラル教育等、生徒への指導及びその保護者に対して必要な啓発活動を行う。
- ④ 情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

第5 重大事態への対処

1 重大事態の意味について

学校または学校の設置者（府教育庁）が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合がある。

○ 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

(例)・生徒が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○ いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、生徒が

一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び府教育庁の判断で調査に着手することが必要。

2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに府教育庁に報告する。その後、府教育庁から知事に事態発生についての報告が行われる。

3 調査の主体と組織

学校から府教育庁へ報告をした際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを府教育庁が判断する。

①学校が主体となって調査を行う場合

いじめ対策委員会が主体となって調査を行う。その際、府教育庁から必要な指導、人的措置等の適切な支援を受けることができる。

②府教育庁が主体となって行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、府教育庁が調査を行う。

その場合、府教育庁内に設置された附属機関である審議会が行う。なお、被害生徒及びその保護者が希望される場合は、審議会での調査を経ることなく、知事部局内に設置された附属機関「大阪府立学校等のいじめの重大事態に係る再調査委員会」（以下「再調査委員会」という）で調査することも可能となる。ただし、その場合でも、事前に学校による調査を行うことは必須となる。

4 調査結果の報告及び提供

調査結果は、速やかに報告を行う。学校が主体となって調査を実施した場合は、府教育庁を通じて知事に報告する。また、府教育庁が主体となった場合も、府教育庁が速やかに知事に報告を行う。

5 知事による再調査等

(1) 再調査の方法

① 4の調査結果の報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに、報告結果について再調査を行う。

② 再調査は、公平性・中立性をはかるため、再調査委員会を設置して行う。なお、被害児童生徒及びその保護者が希望される場合は、審議会での調査を経ることなく、再調査委員会で調査することも可能である。ただし、その場合でも、事前に学校による調査を行うことは必須となる。また、審議会による調査を経ずに再調査委員会で調査を実施した場合は、附属機関による調査は1回のみとなる。

③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ① 知事は、府立学校の再調査の結果を議会に報告し、再調査の結果を踏まえ、府立学校に対して当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じる。

第6 その他

未然防止の観点から、「人権教育推進委員会」を別途設置する。

(1) 『人権教育推進委員会』

当該組織は、人権事案・事象への対応や生徒集会、保護者集会、教員研修等の立案及び開催について検討を行う。

① 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導部長、各学年担当1名、

② 役割

ア 教員対象の校内人権研修

イ 生徒対象の人権教育計画策定・企画・実施

ウ 府主催の人権研修への参加

(2) 年間計画

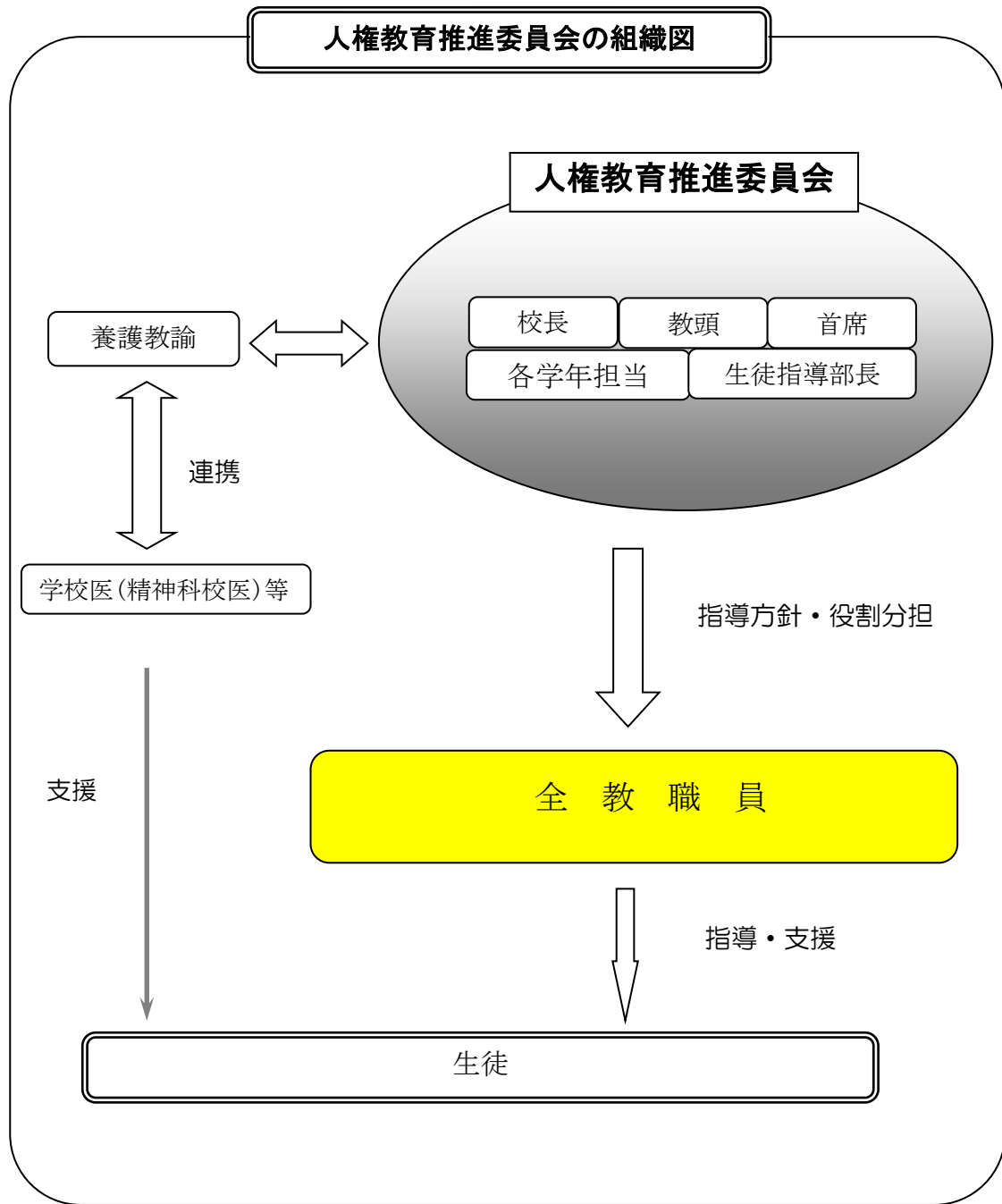
本基本方針に沿って、以下のとおり人権学習を学年で実施する。

1年	「基本的人権の理解」 1時間 「自分らしさ・気持ちの伝え方」 2時間 「男らしさ・女らしさ」 1時間 「自分を好きになる。自己肯定感を高める」 2時間
2年	「インターネットによる人権侵害」 2時間 「性的マイノリティについて (多様性の尊重)」 3時間 →外部人材の活用(2時間) 「相手との違いを認め合う」 2時間
3年	「同和問題」 3時間 「障がい者の人権」 3時間 →外部人材の活用(1時間) 「めぐみ」 1時間

(3) 取組状況の把握と検証 (PDCAサイクルを通じた検証)

人権教育推進委員会は、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなどを行う。

人権教育推進委員会の組織図



5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

参考資料①
(大阪府が作成)

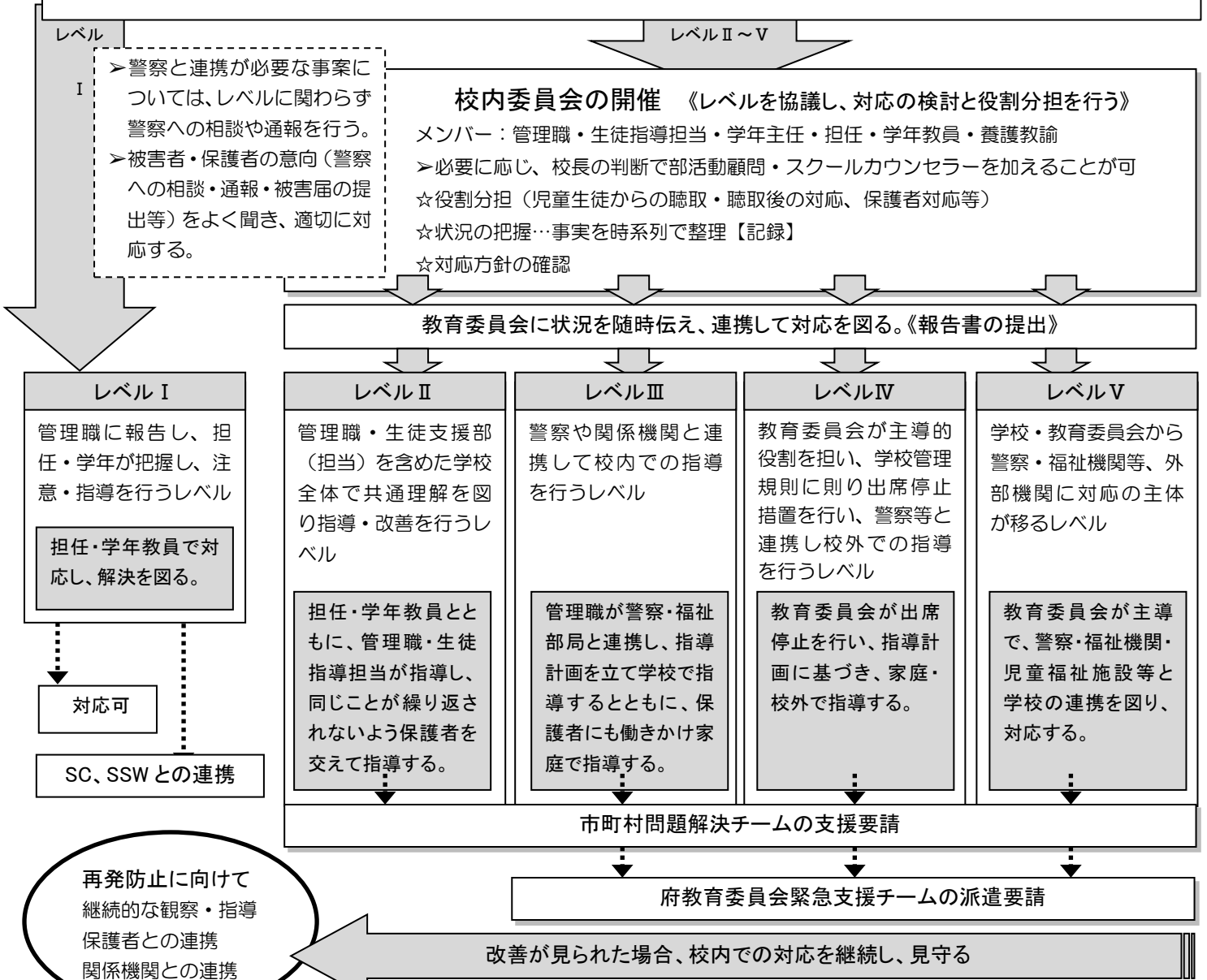
大阪市教育委員会資料に基づき作成

ねらい

■生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

5つのレベルの例示

参考資料①
(大阪府が作成)

レベルⅠ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)
 - ◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等
- ※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ－①】放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の生徒を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないように注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。



- ・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童生徒を指導した。

レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害
- ◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ

※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する

※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合

※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の生徒が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



- ・放課後、管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該生徒2名を指導した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅢ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 暴言・誹謗中傷行為 (「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの)
- 脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)
- 暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらぬもの)
- ◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊◇バイクの無免許運転等

※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

【事例Ⅲ－①】生徒間での暴力行為を行った生徒を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする生徒たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。



- ・管理職が警察やこども家庭センターに連絡を取り、当該児童生徒の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながら指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅣ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為 (金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの)

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要であると判断した場合、出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れだした。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまでも問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も30分ほどバイクで走り回る行為を続けた。



・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会が出席停止を命じ、警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。

・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

レベルⅤ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為 (態様・被害の程度・背景事情を考慮する)

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該生徒は授業妨害・生徒間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治3カ月の重傷を負わせた。



・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。

問題行動への対応例

各段階で示した対応とともに、加害児童生徒に自分のおかした行為の重大性を認識させ、改善に結びつけていくために、下記の例を参考に、事案に応じて組み合わせるなどして対応を進める。

■対応の例示

A. 加害児童生徒への説諭

- ◇担任・学年教員・養護教諭・部活動顧問等による説諭
- ◇生徒指導主事(生活指導担当)・管理職による説諭

B. 学級会での話し合い

- ◇学級全体の問題としてとらえ、各自が自分の行動を振り返るとともに、学級の連帯感や人間関係が確立できるような実践目標、具体的な行動・取組等を話し合う。また、話し合いを通じて、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ◇いじめをテーマとして取り上げ、未然防止や解決の手立て等について話し合う。

C. 加害・被害の児童生徒による話し合い

- ◇状況に応じて必要だと判断される場合、教職員がサポートし、当事者による解決に向けた話し合いを行う。

D. 教職員、管理職による講話

- ◇学級会・学年集会・全校集会等での講話。

E. ゲストティーチャーによる講話

- ◇保護者、地域の方、外部人材等による学級・学年・学校全体への講話。

F. 清掃活動、ボランティア活動、体験活動への参加

- ◇加害の児童生徒が自主的に取り組むことができるような活動への参加。
- ◇達成感や人間関係の深化が得られるような行事・活動を企画し(活動と連携し)、学級・学年や学校全体で取り組む。

G. 児童会・生徒会の活動

- ◇学校全体の問題としていじめの未然防止や解決に取り組むことができるよう、児童会・生徒会活動として取り組む(〇〇宣言、△△アピールなど)。

H. 読書・映画等の教材活用、感想文

- ◇加害児童生徒が自身を振り返り、言動を改めるきっかけとなるような本や映画を加害児童生徒に紹介し、感想をまとめたり話し合ったりする。

I. 家庭での話し合い

◇保護者の協力を得て、加害児童生徒が家族で話し合い、自身の行動の反省と決意を整理する。

J. 作文、反省文、プレゼン等による加害児童生徒の意思表示

◇家庭で話し合った結果を文章にまとめるなどして、今後の決意を表明する。

K. 保護者への説諭（管理職・警察OB等）

◇加害児童生徒に対する学校の指導方針を示し、家庭と連携した指導を行うための助言・説諭を行って保護者の協力を求める。

L. 「非行防止教室」の活用・連携した取組

◇いじめの未然防止や早期解決に向けた内容を盛り込んだ「非行防止教室」の開催。

M. 少年サポートセンターとの連携

◇少年相談、立ち直り支援活動等の活用。

N. 警察、福祉機関への相談・通報

◇相談・通報をもとに、外部機関・施設等と連携した対応を進める。

O. スクールカウンセラーとの連携

◇中学校に配置(小学校に派遣)しているスクールカウンセラーと連携し、カウンセリングを通して児童生徒および保護者への対応を行う。

P. 市町村問題解決チームの支援要請・・事案に応じて専門家の助言・支援を要請する。

短期、中・長期の指導計画

～事案に応じて以下の内容を柱にした計画を立て、取り組む。～

- ◇規範意識・社会性等の育成
- ◇学習支援
- ◇情緒の安定
- ◇福祉機関と連携した家庭への支援
- ◇警察・福祉機関等と連携した立ち直り支援

Q. レベルⅢ～Ⅴで市町村問題解決チームだけで対応が困難な場合は、速やかに府教育委員会に緊急支援チームの派遣要請

府教育委員会のサポート体制（日常・緊急）

1) 学校への直接的なサポート

○スクールカウンセラー（SC）

スクールカウンセラーは、心理検査や心理療法によって、本人の抱える心の問題を改善・解決していく心理の専門家である。子どもや保護者の心理的な葛藤をときほぐすために、カウンセリングにより問題解決を図る。

※週1回全公立中学校に配置。校区の小学校も活用が可能。

2) 市町村教育委員会へのサポート

○スクールソーシャルワーカー（SSW）

スクールソーシャルワーカーは、子どもに影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家である。子どもが置かれた背景や状況に焦点をあて、福祉関係機関等と連携・調整を進めながら、子どもを取り巻く環境の改善を図る。また、家庭や福祉関係機関とのネットワークを活用し、教職員と協働体制をとって課題の解決にあたる。

※年度当初に担当SSW及び年間派遣回数を決め、中核市を除く全市町村教育委員会へ派遣。

状況に応じ年度途中の派遣回数の増加も可能。

○スクールロイヤー（SL）

スクールロイヤーは、いじめや暴力行為等の事案への早期対応、早期解決を図るため、関係機関と連携した支援や再発防止等について、司法の観点を踏まえた対応について、市町村教育委員会及び学校への助言を行う。

※市町村教育委員会の要請に応じ、担当スクールロイヤー（弁護士）を定め必要に応じて派遣等を行う。

○学校体制支援リーダー

学校体制支援リーダー（校長OB）は、生徒指導が困難な状況にある公立小・中学校において、問題行動の状況や生徒指導體制の現状を把握するとともに、市町村教育委員会指導主事及び管理職等と相談しながら今後の取組のプランを作成し、専門家の活用や地元警察署や少年サポートセンターとの連携の助言・調整を行う。

※市町村教育委員会の要請に応じ、当該小・中学校に集中的に派遣。必要に応じて、緊急支援チームのスタッフともなる。

3) 緊急時の市町村教育委員会・学校へのサポート

○緊急支援チーム

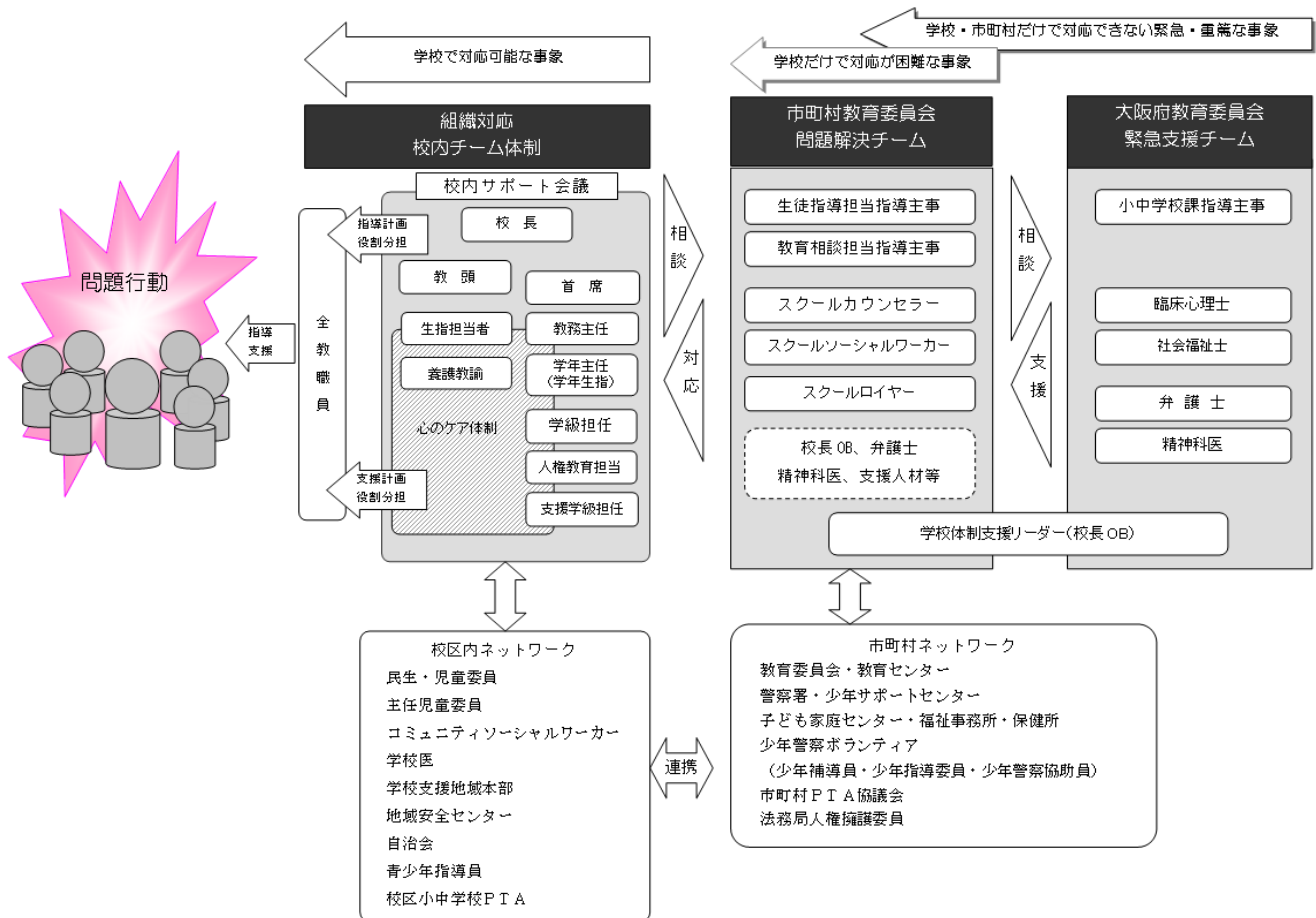
緊急支援チームは、いじめや不登校、児童虐待や暴力行為等、学校・市町村教育委員会だけでは解決が困難な事案や児童生徒の命にかかわる緊急かつ重篤な事案に対し、心のケアや二次被害の防止、指導体制の再構築による生徒指導上の課題の克服等について、市町村教育委員会・関係機関と連携し専門的な立場を生かした支援を行う。

※市町村教育委員会の要請に応じて、府教育委員会指導主事・臨床心理士・社会福祉士・弁護士・精神科医等から必要な分野の専門家を緊急支援チームとして編成し、市町村教育委員会及び学校に緊急派遣する。

〈構成メンバーと役割〉

- 府教委指導主事…学校や市町村教育委員会の対応全般に関わる支援や助言を行う。
- 臨床心理士…児童生徒の心理面や悩みに関する相談、環境整備等の支援を行う。
- 社会福祉士…福祉関係機関との連携や児童生徒及び家庭への支援を行う。
- 弁護士…法的な観点から児童生徒及び保護者への対応に関する助言を行う。
- 精神科医…児童生徒に医療的な支援・対応や介入等が必要な場合の相談・助言を行う。

〈緊急支援チーム派遣のイメージ〉



参考：市町村問題解決チームの活動状況

□設置状況

いじめ・少年非行・不登校等、多様化・複雑化・広域化する生徒指導上の課題に対して、学校や子ども・保護者を支援するための指導主事・専門家・支援人材等からなるチーム支援の必要性に対する認識が高まっており、府内全市町村で独自の問題解決チームが設置されている。

□活動形態

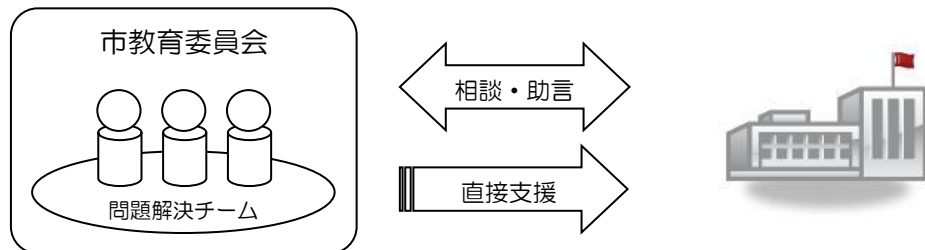
活動形態は、「常時設置型」と「臨時編制型」に大別される。

「常時設置型」は、複数の専門家が定例会議でケース検討を行う場合が多く、学校だけでは対応が困難なケースについて、それぞれの専門性をいかした助言を行う。そのアセスメントやプランニングに基づき、市町村教育委員会が、市町村ネットワークをいかし、学校と関係機関が連携して対応する。この形態は、中核市やそれに準じる規模の市に多く見られ、基本的に市単独費用で運営している。

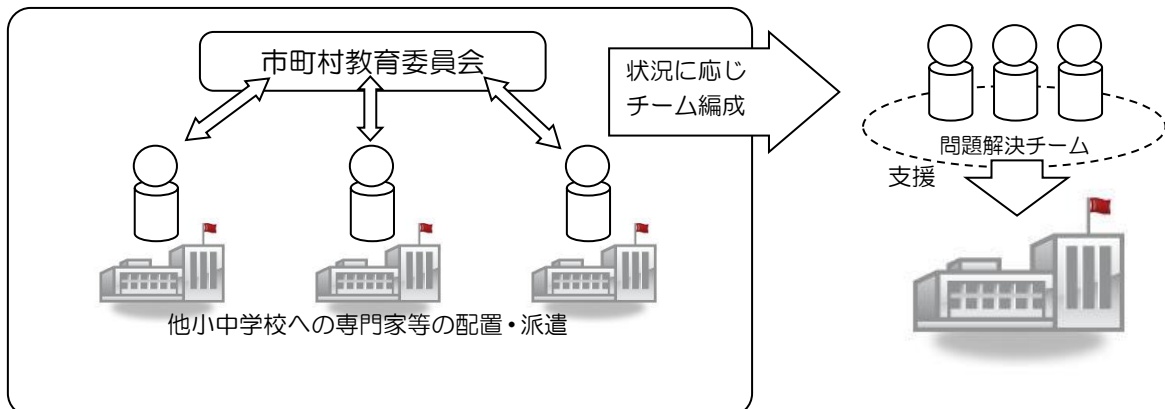
「臨時編制型」は、日常は担当校や施設（教育支援センター等）を中心に活動し、必要に応じて、市町村教育委員会が招集し、臨時的にチーム構成員として特定学校を直接支援する。この形態は、中小規模市町村に多く見られ、府教育委員会が各中学校に配置しているスクールカウンセラーや、全市町村教育委員会に派遣しているスクールソーシャルワーカー等もチーム構成員として連携する場合も多い。

活動形態	市町村数
常時設置型	20
臨時編制型	21
計	41

常時設置型



臨時編制型



□支援内容

支援対象は、児童生徒やその保護者等個別支援を主とした対応と、暴力行為等が頻発する学校の生徒指導体制の再構築を目指す支援に大別されるが、実際は、チーム構成員が役割分担し両面への支援を行う場合も多い。

以下に、いくつかの市町村教育委員会における支援内容を紹介する。

常時設置型

A市	困難事案解決のため、関係課・専門家によるケース会議を通し、学校への助言や指導を行う。
B市	教育・医療に関する支援会議で、専門的見地から学校の対応を検討する。
C市	複数専門家によるサポート会議を年3回実施、学校だけで解決困難な事案への対応を協議する。

臨時編制型

D町	校長の要請で一定期間学校訪問し現状把握、管理職と協議し専門家や支援人材を派遣する。
E市	各校に対し、必要に応じて、専門家、教員OB、学生ボランティア等を単数または複数で派遣する。
F市	ケース会議により児童生徒や保護者への直接支援（家庭訪問、授業支援、登下校の付添い等）を行う。

□構成員

主な構成員には、府教育委員会の配置・派遣しているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに加え、生徒指導担当指導主事・教育相談担当指導主事、臨床心理士等教育相談関係者、市町村スクールソーシャルワーカー、校長OB、顧問弁護士、精神科医、支援人材（学生ボランティアや地域人材）等があげられる。

重大ないじめ事案発生時の対応方法

1. **重大ないじめの疑いに関する情報を得た場合。**
※指導会議、生徒への聞き取り、生徒からの訴え等
2. 教頭、首席、生徒支援部長、当該学年主任で「**重大ないじめ**」の可能性があるか、いじめ対策委員会を開くかを検討し、校長に判断を仰ぐ。
※必要に応じて被害生徒、加害生徒、関係生徒に生徒支援部長の指示のもと再度聞き取りを行う。
3. いじめ対策委員会を開く。
 - ・聞き取り内容を情報共有し「**重大ないじめ**」の認定の有無を判断する。

・**重大ないじめと認定した場合、対応方針を決める。**

被害生徒 . . . 被害者の心身のケア

加害生徒 . . . 指導方法（懲戒指導→学年指導）、本人・保護者との懇談

関係生徒 . . . 集団づくりへの指導、観衆、傍観者への指導

※被害生徒、加害生徒、関係生徒の保護者への連絡
教育庁への連絡（管理職）
職員全体への情報共有（事案、指導の方針）

重大ないじめ事案への対応開始

加害生徒が学校へ戻った時の見守り体制を学年で検討する。

4. 加害生徒の懲戒指導と学年指導後に、家庭で本人と保護者が話し合う。
※今後の学校生活をどう過ごしていくかについて話し合い、指導の中で学んだことの振り返りを行う。
5. 担任と本人・保護者で懇談を行い、指導内容の理解、学校へ戻る決意を確認する。
6. いじめ対策委員会を開き、学校生活へ戻せるか検討する。
※教員の見守り体制の確認
7. 校長が本人、保護者に今後の学校生活をどう過ごすのか確認し、学校生活へ戻していく。
8. 学年中心に見守り
 - ・被害生徒の心のケア、見守り中の情報共有
 - ・**重大ないじめ**解消まで、いじめ対策委員会を1ヶ月ごとに開催する。
9. **重大ないじめ**解消後は定期会議の中で情報共有し、卒業まで見守る。